

# 懲戒処分の適正な対応と実務上の留意点

## ●プログラム●

### 【開催主旨】

近年では、コンプライアンスの実現・徹底のために、厳正な処分が要請されるようになり、「甘い処分」に対して、社内外の目は厳しさを増しています。

しかし、一方では、個別労働紛争が増加する中であって、処分がルールに沿ったものかどうかのチェックも重要です。労働法令はもとより、判例法理の枠の中で適正な懲戒制度の運営がなされていることが求められています。そこで、法令・判例に照らして、懲戒処分の実施に際しての留意点、懲戒事由の類型に応じた対応上の留意点を解説いたします。

◆日時： 2017年3月7日(火) 13:30~17:00

◆会場： 東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」

◆講師： 太田・石井法律事務所 弁護士 石井 妙子氏

### 【略歴】

1979年早稲田大学法学部卒業。86年弁護士登録。

和田良一法律事務所を経て、92年太田・石井法律事務所開設。第一東京弁護士会所属。

### 【著書】

「懲戒処分 適正な対応と実務」

「問題社員対応の法律実務」

「続問題社員対応の法律実務」

「解雇・退職・出向・転籍の法律相談」ほか

## ●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます

### ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

161666-0503		※2017.3.7 懲戒処分の適正な対応と実務上の留意点	
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
部課 役職		フリガナ お名前 前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前 前	
e-mail			

# 懲戒処分の適正な対応と実務上の留意点

## 1. 懲戒処分に関する基本的考え方

- (1) 懲戒権の根拠（出向社員の懲戒は出向先か、派遣・請負と懲戒の可否）
- (2) 懲戒権濫用法理(労働契約法 15 条)

## 2. 懲戒処分を行うに際しての留意点

- (1) 懲戒解雇の場合でも予告手当の支払いが必要か
- (2) 産休・労災休業中の者を懲戒解雇することは可能か
- (3) 懲戒解雇でも退職金一部支給が必要な場合があるか
- (4) 2か月間、給与10%減額という処分が可能か
- (5) 始末書が提出されないことを理由に処分を加重できるか
- (6) 処分前の自宅待機に賃金支払いが必要か
- (7) 懲戒処分を実名公表できるか

## 3. 懲戒事由別の留意点

- (1) セクハラと懲戒処分
- (2) パワハラ・マタハラに対する懲戒処分
- (3) 採用時の病歴秘匿は「経歴詐称」に該当するか
- (4) 家庭の事情を持ち出して転勤命令を拒否した場合の対応
- (5) 横領・背任を理由に懲戒処分を行う場合の留意点
- (6) 通勤手当の不正受給に対する処分手準と対応上の留意点
- (7) 自宅で仕事をするために書類を無断で持ち帰った場合の処分
- (8) SNSトラブルに対する懲戒処分の可否
- (9) 監督官庁への「内部通報」が虚偽だった場合の通報者の処分
- (10) 兼業禁止違反と懲戒処分の可否
- (11) 通勤途上の痴漢と懲戒処分の程度・留意点